

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容	大平まちづくり交流センター利用承認の取消し						
根拠法令等及び条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第9条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市大平まちづくり交流センター条例第9条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第9条	参考事項		設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更
根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第9条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市大平まちづくり交流センターの利用承認の取り消し等の基準（条例第9条） 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>						